

病児保育室利用料減免制度について

立川市内の病児保育室の利用料は保護者負担ですが、下記の対象者については、利用料の減免制度を受けられます。対象の方は、立川市保育課に申請してください。

1 対象者(減免後の利用料)

- ① 生活保護世帯(免除 0円)
- ② 中国残留邦人等支援給付受給世帯(免除 0円)
- ③ 里親世帯(免除 0円)
- ④ 住民税の免除を受けている方(免除 0円)
- ⑤ 住民税非課税世帯(免除 0円)
- ⑥ 住民税均等割のみ課税世帯(減額 1,500円)

2 申請場所(郵送可)

【令和8年5月1日まで】〒190-8666 立川市泉町 1156-9 立川市役所保育課(市役所1階 22番窓口)

【令和8年5月7日以降】〒190-0022 立川市錦町 3-2-26 子ども未来センター内 保育課

TEL 042-523-2111(内線1324)

※保育課は令和8年5月7日より、上記のとおり窓口移転します。代表電話・内線番号は変更ありません。

3 提出書類

(1)病児保育室利用料減免申請書

(2)上記①～④に該当する方は、要件が確認できる証明書等の写しをご提出ください。

(3)下記のとおり住民登録がない方は住民税課税・非課税証明書を父母それぞれご提出ください。

(令和8年度保育所入園申込時に証明書等を提出している方は、提出不要です。)

減免月	保護者の状況	添付書類(税証明)の提出
4月から8月	令和7年1月1日に、市に住民登録があった方	提出は不要です。
	令和7年1月1日に、市に住民登録がなかった方	令和7年度住民税課税・非課税証明書 (住民登録があった市区町村で発行できます。)
9月から3月	令和8年1月1日に、市に住民登録があった方	提出は不要です。
	令和8年1月1日に、市に住民登録がなかった方	令和8年度住民税課税・非課税証明書 (住民登録があった市区町村で発行できます。)

4 申請書の受理後、2週間程度で減免決定通知をご自宅に郵送します。それを病児保育室利用時に提示することで利用料の減免を受けることができます。詳しくは決定通知に同封されるお知らせをご覧ください。